

り災証明書により判定ができない場合

家財の明細書

この明細書には、被災直前までにあった**全ての家財**をご記入ください。
対象となる家財は「生活に通常必要な家財」です。そのため、1個30万円超の貴金属、書画、骨とう及び美術品などは対象となりません。(自動車も家財に含まれません。)

氏 名

[illegible]

※④償却率は「減価償却率の耐用年数表」から品名に最も該当する細目の耐用年数を1.5倍(小数点以下切捨て)したものを、「減価償却資産の償却率等表」の旧定額法償却率の耐用年数に当てはめて記入してください。

※⑤経過年数は、取得年月日から令和7年8月10日までの年数を記入してください。なお、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切捨てます。

※⑦欄の金額がマイナスになった場合は0円と記入してください。

※⑧被害割合は0%(被害なし)～100%で記入してください。

※後日職員が調査や追加資料の提出をお願いすることがあります。